

美郷町共同学校事務室よりお役立ち情報をお届けします



蔓延防止等重点措置で外出を避けているのか、あまりにも寒すぎて外出していないのか、分からなくなってしまっている今日この頃ですが、今が旬の美郷町でもたくさん収穫されているきんかんを食べて、**たまたまエクセルントしましょう！**

～ICTの利活用で困ったこと～

美郷町内全校にタブレットが導入され、本格的なICT利活用が始まりました。先生方は新しい取組を日々検討されているところかと思います。

ところで、filtrating機能の影響で一部webページを見せることが出来ないなど、不便に感じていることも多々あると伺っています。そこで、共同学校事務室では、今年度の様子を受けて、次年度教育委員会に要望を挙げていきたいと考えています。よろしければ下の二次元コードからICTの利活用に関して、お困りの点をお寄せください。⇒



異動に伴う住居移転で気をつけること【前編】



役所への届出（他市町村への移転の場合）

	旧住所の転出届	新住所への転入届
どこでできるか	現在住んでいる市町村役場	新しい住所の市町村役場
いつできるか	転出先住所が分かれれば、 転出予定日の14日前 から可能 ※3月31日転出であれば、 <u>3月17日</u> 以降に可能になります	転入の日から14日以内に行わなければなりません（ 転入前の届は不可 ）
転出予定日と 転入日はいつに したらよいか	転出予定日は3月31日	転入日は4月1日
旧住居の退去日、新住居の入居日、契約書の日付、契約開始日、住民票の日付の整合性が必要となります。		
新住民票は何 通必要か	—	家庭状況等によって必要な部数が変わるため各学校事務職員に事前に確認するのをおすすめします（目安は2～3枚）